

要 求 書

- 一、解雇者ヲ初職セラレタキコト
 - 二、解雇手當ヲ制定スルコト
 - 三、任意退職手當ヲ制定スルコト
 - 四、臨時雇ヲ本雇ニスルコト
 - 五、最底賃金ヲ定ムルコト現日給ノ十三割ヲ常備ノ最底賃金トスルコト現日給ノ十三割以下ノ收入ナルトキハ請負ノ場合ニ現日給ノ十三割ヲ支給スルコト
 - 六、請負制度ヲ改正スルコト
 - 七、少クトモ年二回抜擢昇給ヲナスコト
- 一、昇給ノ昇給ヲ賃金ノ百分ノ五トセラレタキコト

財團法人協調會大阪支所